

こども誰でも通園制度

こども誰でも通園制度とは、保護者の就労状況に関係なく、保育所等を利用することができる、子育て支援制度です。



利用対象

保育所等に通っていない、生後6か月～2歳児(3歳の誕生日の前々日まで)

利用日時

月～金曜日
(祝日、年末年始を除く)
9:00～12:00
13:00～17:00
*1時間単位でご利用できます。
*月の利用上限は10時間です。

利用料金

1時間300円
*非課税世帯等により減額があります。

その他

*給食・おやつの提供はありません。
*持ち物などは面談時にご確認ください。

実施施設

稚内市立白樺保育所(潮見1丁目1-10)
電話:0162-33-4558

利用定員

1日1時間あたり
3人まで



利用までの手続きの流れ



1

まずは
利用申請から!

- 「こども誰でも通園制度総合支援システム」から申請できます。
- 登録が完了すると「利用認定通知書」と「総合支援システム利用者ID」を交付します。

こちらから



2

総合支援システムで、
面談の申し込み

- 面談では、お子さんの状況の聞き取りなどを行います。持ち物等も確認しましょう。

3

面談後、総合支援システムで、
予約をします!

- 総合支援システムで、利用日や1日の利用時間などを予約します。

4

お子さんと登所!

- 利用日、利用開始時間に白樺保育所に登所します。

事前登録、事業に関するお問い合わせは…

稚内市教育委員会 こども課育成グループ

稚内市中央3丁目2-1 TEL:0162-23-6530

